

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）  
分担研究報告書

補装具費支給制度における義肢価格の推移について

研究分担者 我澤 賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
障害福祉研究部 研究員

研究要旨

義肢の採算が厳しいことの背景を明らかにする一環として、義肢価格の推移を確認した。検討に当たっては、テクノイド協会による「平成 15 年度版 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準 義肢・装具等取扱要領」所収の義肢の構成例（適用例）に、様々な義肢の価格の試算を各年度価格および、現行制度の調査の元となった、製作費用実態調査結果（昭和 53 年度実施）により示された価格を適用し、それぞれの価格表に対応する義肢全体の価格を算出し、検討を行った。確認の結果、昭和 56 年以降これまで義肢の実質価格が大幅に低下した事例は確認できないこと、また平成 21 年度以降については昭和 53 年度調査結果に相当する義肢価格設定がなされていることが確認された。今後、作業時間や素材の使用分量等にかかる状況の把握を含めた、経時的な価格根拠把握プロトコルの開発を進めたい。

A. 目的

補装具費支給制度取扱種目のうち、義肢については、製作事業者の採算が厳しいことが、いくつかの研究で示唆されている。山崎[1]では義肢製作事業者を対象とした聞き取り調査の結果から、我澤 [2]、我澤ほか[3]では収益・費用データを基にした推計から義肢事業の採算の厳しさを示している。しかるに、その背景は必ずしも明確にはなっていない。

この点に関するひとつの視点は製作に係る費用が顕著に変化する要因があったか確認することである。これまでの研究でも個々の費用項目についての水準を明らかにする試みがなされてきた。近年素材単価の変化および人件費の単価については、厚生労働省により現状を踏まえた補装具価格改定がなされた（平成 20、21、26 各年度末）。しかし、人件費にかかる要素である製作時間、素材の使用分量を考慮した素材費総額の推定、ならびに「人件費、素材費、完成用部品購入費以外」の費用（以下、「その他の費用」）

の状況については課題が残されている。作業時間については、山内ほか[4]、我澤、山崎[5]は、義肢製作時間が制度の想定する水準（これは昭和 53 年度等に行われた実態調査に基づく）に較べ現状では長いことを調査結果に基づき指摘している。これらの研究のうち比較的近年（平成 23 年 12 月）に行われた後者の調査では義肢全体で制度想定比約 2 倍の作業時間を要しているとの結果であった。しかるに製作事業者間の結果数値のばらつきも大きく、またその背景としていくつかの要因（以前に比べ、外装など仕上がりへの利用者の要望水準が高い、物が多様化・複雑化している、完成用部品の高性能化によって調整する部分が増えている、など）は挙げられたものの、制度想定との時間差を説明しつくせているかという点において十分とは言い切れず、今後の研究が待たれる。また素材使用分量を踏まえた素材費の推定については、前掲山内ほか[4]の平成 7 年度の調査はあるものの、現況を把握する調査が必要である。これら作業時間・佐才使用分量の調査は計測上、計

測作業負担の大きさを抑えつつ、かつ基準の厳密化を測りながら、いかに必要なデータを得るかが課題である。他方、その他の費用については前掲我澤ほか[3]で比率が制度想定に較べ大きい可能性が示唆されているものの、調査方法上の制約から回答に誤差がある程度見込まれることからある程度の傾向は示唆できたものの、数値の正確さには課題が残っている。

義肢の不採算の背景を明らかにするもう一つの視点として、過去の義肢価格の推移のなかで、価格が大きく下がるようなできごとがあったか確認するということがある。義肢価格は制度発足時に実態調査を踏まえて設定されたあと、平成 20 年度末に調査結果を踏まえた改定が行われるまで、物価指数等を踏まえての変更が幾度か行われているもののその間、物価の流れと大きく隔たるような改定があったのかどうか整理できていない。

そこで本稿では過去の義肢価格の推移を確認することで、設定価格面から義肢の不採算要因を見いだせるか確認する。

## B. 方法

テクノエイド協会による「平成 15 年度版 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準 義肢・装具等取扱要領」所収の義肢の構成例[6]（「義肢及び装具等の適用例」より。義肢部分、同書 p.177-244）の中から、表 1 に示すものを選択し、これについて「適用例」に記載された基本価格項目、製作要素、完成用部品から構成される義肢の価格の算出を行い、年度の経過に伴う推移について調べる。算出の対象年度としては、現行制度の元となった昭和 53 年度の調査結果[7]、ならびに実際の障害福祉制度における昭和 56, 60, 60 追加改訂（殻構造義肢。骨格構造義肢については昭和 61 の値）、平成 7, 8, 9, 15, 20, 21, 26 各年度の価格を調査し、基本価格、製作要素価格、完成用部品価格の合算を行うことで、昭和 53 年から平成 26 年の期間における、義肢・装具の代表的品種の価格推移を明らかにする。

各年度の義肢価格については、昭和 53 年度調査については調査報告書[7]を昭和 56 年度以降について

は当該年度の障害福祉制度における義肢価格を用いた。当該年度における価格表に平成 15 年度の適用例に記載された製作要素項目そのものがない場合、往時において対応する項目がある場合は、該当製作要素価格を加算した。また対応する項目が見当たらない場合は加算をしなかった。なお、完成用部品価格について、算出当該年度に登録がない場合は後述する「価格不明な箇所」のか推定方法により推定価格を算出した。

算出に当たっては 3 種類の指標を示すこととした。具体的には（1）当該年度価格そのものの推定したもの（名目価格）と（2）名目価格を平成 26 年度の国内企業物価指数（旧、卸売物価指数）で割り引いたもの（実質価格 1）、（3）名目価格を平成 26 年度の GDP デフレーターで割り引いたもの（実質価格 2）を試算した。

2 種類のデフレーターのうち、国内企業物価指数は国内で生産した国内需要家向けの財（国内市場を経由して最終的に輸出するものを除く）を対象とし、原則、生産者段階における出荷時点の価格を調査したものであるのに対し、GDP デフレーターは GDP 算定上の最終需要項目として含まれるより広い財を想定した物価指数である。

なお、年度によっては「適用例」に記載された基本価格、製作要素、完成用部品の価格が不明な場合があった。算出方法は下記の通り。

### 名目価格

当該年度の該当基本価格、製作要素価格、完成用部品価格を合算する。

価格不明な箇所は、直近の年度（試算対象の次の期の値、それもなければ更に次の期の値を用いる）の価格を企当該年度価格で調整（参照年度デフレーター ÷ 当該年度デフレーターで除算）した価格とする。

### 実質価格 1

（平成 26 年度基準。デフレーターは国内企業物価指数（古い年次は、卸売物価指数を使用））

名目価格を平成 26 年度価格表示に調整（当該年度デフレーター ÷ 平成 26 年度デフレーターで除算）する。

## 実質価格 2

(平成 26 年度基準。デフレーターは GDP デフレーター)

名目価格を平成 26 年度価格表示に調整(当該年度デフレーター ÷ 平成 26 年度デフレーターで除算)する。

## C. 結果

結果を表 2、および図 1 に示す。なお結果比較を容易にするため、価格の表示は昭和 53 年調査に基づく価格を 100 に基準化している。

表 2、図 1 の名目価格の項によれば、昭和 53 年調査価格に比べ、実際の障害福祉制度が現行の形になった昭和 56 年度の価格は骨格構造義手を除き低くなっている。また、実質価格では骨格構造義手も含め凡て低くなっている。これは 56 年度価格表に 15 年度の義肢提供例に記された該当製作要素等が見当たらないものがあつたことが大きく影響していると思われる(ただし、一部価格表での対応項目を見落としている可能性もなくはない点、留意が必要である)。この対応項目が見当たらないという問題は、昭和 60 年度追加改訂で解消している。この昭和 60 年度以降の名目価格はほぼ(一部義足の項目を除き)100 以上の数値が並んでいる。

最終期に当たる平成 26 年度の実質価格を見ると、デフレーターとして国内企業物価指数、GDP デフレーターのいずれの物価指数を用いたものでも、義手で 110 前後、義足が 90 台の値を示している。特に実質価格 1 (国内企業物価指数による)の場合、平成 21 年度の時点で概ね 100 前後の値を取っている。

## D. 考察

表 2、図 1 見る限り、義肢価格は昭和 56 年度以降実質価格ベースで少なくとも減少基調にはないことが確認された。また、仮に国内企業物価指数の算定対象財と義肢製作所の購入する各種の財の価格動向が概ね一致するとすれば、平成 21 年度改定以降昭和 53 年調査結果の水準の費用に見合う価格設定が概ね実現しているとも考えられる。

しかるに目的の項で述べたように、平成 21 年度以降についても義肢の採算が厳しい状況は変わっていないと考えられる。以上のことから、義肢で採算の採ることのできる価格を算定するためには、作業時間や素材の使用分量等にかかる状況が昭和 53 年度調査の時点と変わっている可能性が強いことが改めて確認できたと考える。

## E. 結論

義肢の採算が厳しいことの背景を明らかにする一環として、義肢価格の推移を確認した。確認の結果、昭和 56 年以降これまで義肢の実質価格が大幅に低下した事例は確認できないこと、また平成 21 年度以降については昭和 53 年度調査結果に相当する義肢価格設定がなされていることが確認された。今後、回答作業の負担の考慮や測定基準を厳密にすることから調査が比較的難しい、作業時間や素材の使用分量等にかかる状況の把握を含めた、経時的な価格根拠把握プロトコルの開発を進めたい。

## F. 引用文献

[1] 山崎伸也：分担研究報告書「義肢・装具・座位保持装置供給制度の概要と現状の問題点」, 厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」(主任研究者 井上剛伸)平成 20 年度 総括・分担研究報告書, (2009) .

[2] 我澤賢之：分担研究報告書「義肢等製作にかかる限界費用の推定と価格算定式の導出」, 厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」(主任研究者 井上剛伸)平成 21 年度 総括・分担研究報告書, (2010) .

[3] 我澤賢之, 山崎伸也, 長瀬毅：分担研究報告書「義肢・装具・座位保持装置の製作費用調査」, 厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの

提案に関する研究」(研究代表者井上剛伸)平成 26 年度 総括・分担研究報告書, (2015) .

[4] 山内繁ほか:「義肢装具の工作法に関する調査研究報告書」, テクノエイド協会, (1996) .

[5] 我澤賢之, 山崎伸也, 長瀬毅: 分担研究報告書「補装具費支給制度の製作費用調査」, 厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究」(研究代表者 相川孝訓)平成 23 年度 総括・分担研究報告書, (2012) .

[6] 財団法人テクノエイド協会: 義肢および装具等の適用例, 平成 15 年度版「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準 義肢・装具等取扱要領」, II 義肢・装具等取扱要領, 財団法人テクノエイド協会, (2003) .

[7] 飯田卯之吉ほか:「補装具の種目, 構造, 工作法などに関する体系的研究」, 厚生省厚生科学研究(特別研究事業)昭和 53 年度特別研究報告書, (1979) .

#### G . 研究発表

##### 1 . 論文発表

なし

##### 2 . 学会発表

なし

#### H . 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

##### 1 . 特許取得

なし

##### 2 . 実用新案登録

なし

##### 3 . その他

なし

表1 試算対象とした義肢一覧

<p>殻義手</p> <p>ア. 上腕義手・装飾用          イ. 上腕義手・作業用          エ. 上腕義手・能動式（フック型手部付）          オ. 肩義手・装飾用          カ. 肩義手・作業用          キ. 肩義手・能動式（ハンド型手部付）          コ. 肩義手・能動式肩甲鎖骨切除用（フック型手部付）          サ. 肘義手・装飾用          シ. 肘義手・作業用          ス. 肘義手・能動式（ハンド型手部付）          ソ. 前腕義手・装飾用          チ. 前腕義手・作業用          テ. 前腕義手・能動式（フック型手部付）          ト. 手義手・装飾用          ナ. 手義手・作業用          ニ. 手義手・能動式（フック型手部付）          ネ. 手部義手          ノ. 手指義手</p> <p>殻義足</p> <p>ア. 股義足（受皿式）          イ. 股義足・（カナディアン式）          ウ. 股義足・作業用          エ. 大腿義足・差込式          オ. 大腿義足・吸着式          キ. 膝義足・差込式          ケ. 下腿義足・差込式          コ. 下腿義足・PTB式          サ. 下腿義足・PTS式          シ. 下腿義足・KBM式          ソ. 果義足          チ. 足根中足義足・足袋型          ツ. 足根中足義足・足袋型（B-6の場合）          テ. 足指義足・足袋型</p>	<p>骨格構造義手</p> <p>イ. 肩義手・装飾用（ホスマー）          ウ. 上腕義手・装飾用（オットボック）          エ. 上腕義手・装飾用（オットボック）          キ. 前腕義手・装飾用（ホスマー）</p> <p>骨格構造義足</p> <p>エ. 股義足・カナディアン式（オットボック）          オ. 股義足・カナディアン式（ラポック）          ナ. 大腿義足・吸着式（オットボック）          い. 膝義足・常用（オットボック）          う. 膝義足・常用（ラポック）          く. 下腿義足・PTB式（オットボック）          そ. 下腿義足・PTS式（オットボック）          と. 下腿義足・KBM式（オットボック）          ひ. 下腿義足・サイム用（ラポック）          ふ. 下腿義足・サイム用（ハンガー）</p>
---	---

義肢種別名の前の記号（カタカナ、ひらがな）は、適用例を示すテクノイド協会[6]の記載と合わせている。

表2 各種目の平均価格：数表（昭和53年度調査時点を100として基準化）

名目価格ベース

適用例	S53調査	S56	S60	S60追改*	H7	H8	H9	H15	H20	H21	H26
A. 般義手平均	100	80	91	102	120	121	121	121	119	124	128
B. 般義足平均	100	67	71	83	101	101	102	102	102	105	107
C. 骨格義手平均	100	108	109	102	118	118	118	116	116	117	121
D. 骨格義足平均	100	99	100	98	100	99	103	100	102	102	102
CGPI:国内企業物価指数	100	122.3	121.3	115.6	110.7	108.8	109.5	100.9	113.0	107.0	111.0
GDPデフレーター	100	112.5	122.1	123.9	135.8	135.3	136.4	126.4	119.6	118.1	113.5

実質価格ベース1：平成26年度基準価格。デフレーターは国内企業物価指数・卸売物価指数。

適用例	S53調査	S56	S60	S60追改*	H7	H8	H9	H15	H20	H21	H26
A. 般義手平均	100	66	75	88	108	111	111	119	106	116	115
B. 般義足平均	100	54	59	72	91	93	93	101	90	98	97
C. 骨格義手平均	100	88	90	88	106	108	108	115	102	110	109
D. 骨格義足平均	100	81	82	84	90	91	94	99	90	96	92

実質価格ベース2：平成26年度基準価格。デフレーターはGDPデフレーター。

適用例	S53調査	S56	S60	S60追改*	H7	H8	H9	H15	H20	H21	H26
A. 般義手平均	100	71	75	83	88	89	89	95	100	105	113
B. 般義足平均	100	59	58	67	75	75	75	81	85	89	94
C. 骨格義手平均	100	96	90	82	87	87	87	92	97	99	107
D. 骨格義足平均	100	88	82	79	73	73	76	79	85	87	90

\* S60追改の項は、骨格構造義手・骨格構造義肢、物価指数（国内企業物価指数、GDPデフレーター）は、昭和61年の数値を使用。

国内企業物価指数のうち平成7年以前の数値は、旧指標に当たる卸売物価指数を用いた。

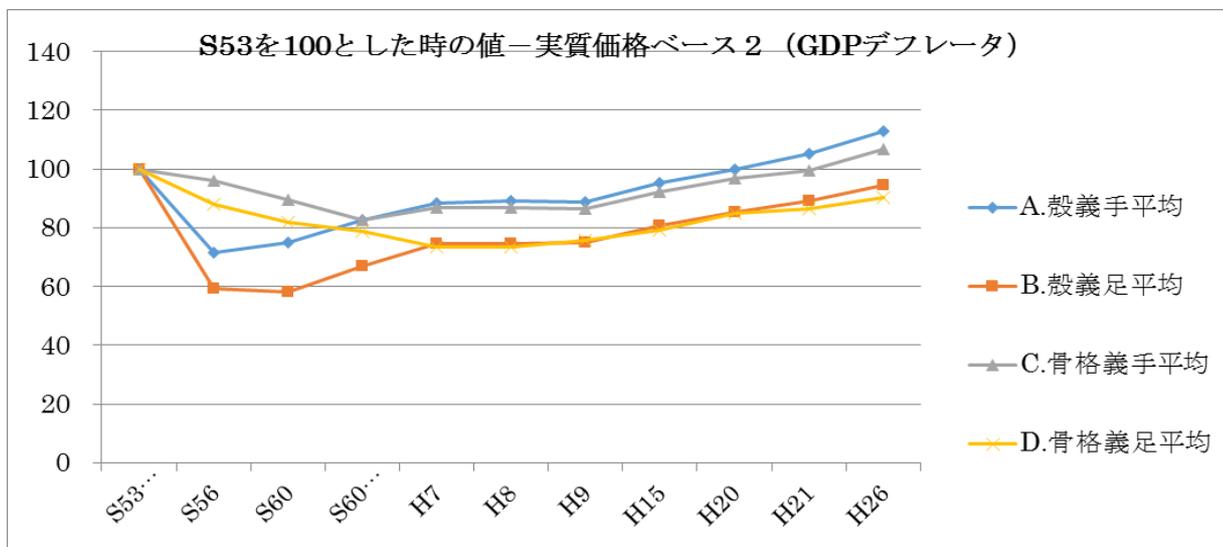
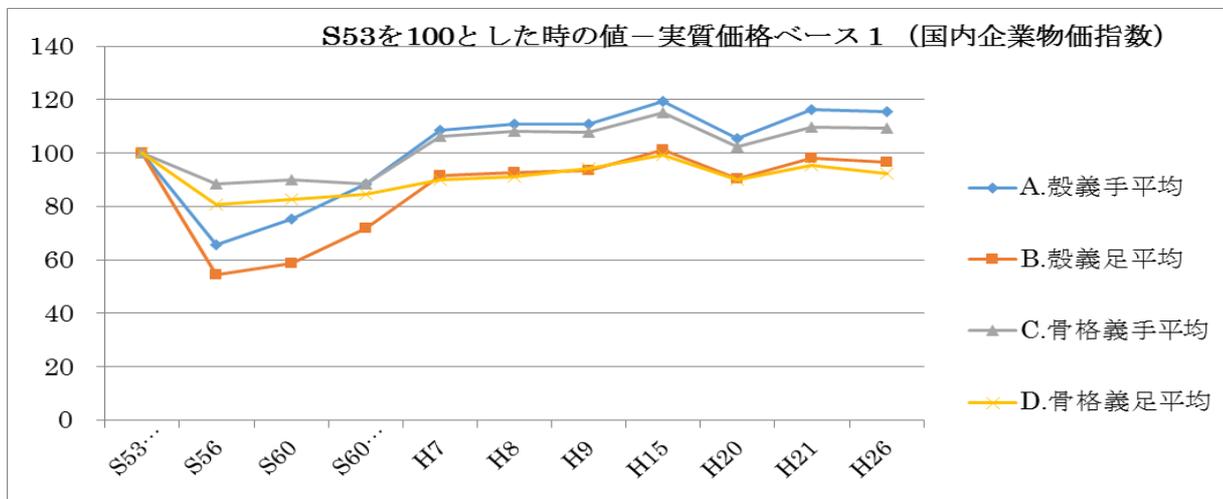
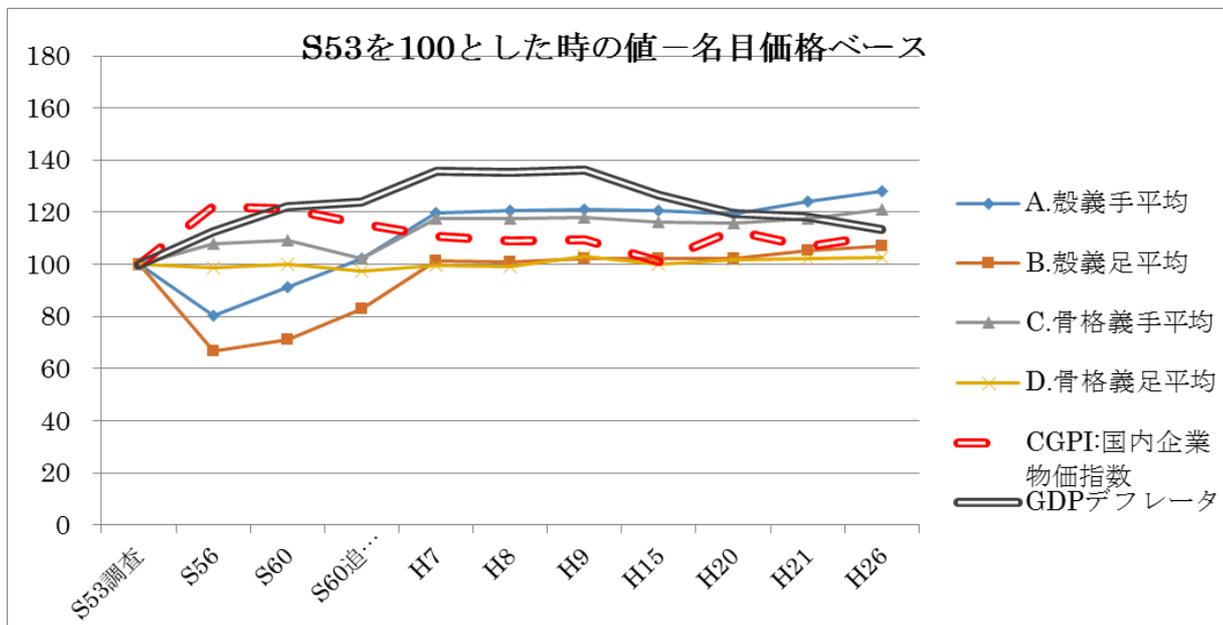


図1 各種目の平均価格：グラフ（昭和53年度調査時点を100として基準化）

